

～ みんなで育み

みんなが育まれるまち みやづ ～

宮津市では、令和2年3月に『第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。これに基づき、子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられることにより、保護者が安心して子どもと向き合い、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かち合うことのできる「みんなで育み、みんなが育まれるまち みやづ」を基本理念として、子育て支援の一層の充実を図る取組を進めています。

子どもや子育て家庭を社会全体で支える体制づくりとして、また、地域ぐるみの子育て・子育てを実現していくために、2つの制度を新たにスタートさせます。皆さんからの申請をお待ちしています！

1. 「子育て応援事業所」を認定します

子育て家庭を応援する取組（サービス）を積極的に行っている事業所等を「宮津市子育て応援事業所」として認定し、広く周知します。

◆対象企業・事業所

- 市内に所在する企業、事業所、飲食店、宿泊施設、理容院・美容院、商業施設、商店など



◆認定を受けるメリット

- 認定証及び認定シールを交付します。店頭に掲示することにより、子育てを応援する事業所であることをアピールできます。
- 市ホームページや広報、SNSなどで取組を広く紹介します。
- 子育て支援に積極的に取り組む事業所として**イメージアップ**につながります。

◆認定の対象となる子育て家庭を応援する取組（サービス）

サービス分類	主なサービス内容
1 子育て家庭が立ち寄りやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・子どもが遊べるスペースの設置・子育て家庭が休憩や交流できるスペースの設置・乳幼児の食事メニューや食品の取扱いなど・子ども又は妊産婦用品を取り扱っており、購入のアドバイスを行う
2 子育て家庭へのサービスの実施	<ul style="list-style-type: none">・子育て家庭が利用した際の利用料や代金の割引、プレゼント進呈
3 子育て家庭が参加できる事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・子育て家庭向けの相談会や講座の実施・育児や子どもに関するイベント、お祭り、店舗見学会の開催など
4 仕事と子育ての両立の促進	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する育児休業、看護休暇等の取得促進、短時間勤務制度、在宅勤務制度等の充実・自企業内に仕事と子育ての両立についての相談、情報提供の窓口の設置など

2. 子育て環境を整備する施設に補助金を交付します

子育て家庭を応援するために必要な環境を整備する市内の施設を対象に、補助金を交付します。

(1の「宮津市子育て応援事業所」の認定基準を満たす(見込含む)ことを要件とします。)

◆補助対象施設

- 子育て家庭が気軽に立ち寄れる施設 ●子育て家庭が宿泊できる施設
- 子育て家庭が集い、交流できる施設 ●その他

(例) 飲食店、宿泊施設、理容院・美容院、商業施設、商店など

◆補助対象経費

- 子育て家庭が使用する備品 ●子育て家庭が集うための備品
- プライバシーに配慮するための備品 ●その他

【令和3年4月1日以降に購入した物品が対象となります。】

(例) ベビーチェア、ベビーベッド(マット・布団含む)、クッションマット、授乳コーナー用パーテーション、カーペット、玩具、絵本など【消耗品は除く】

◆補助金額

- 補助率：1/2 ●補助上限額：50,000円【千円未満の額を切捨てた額】

※補助金の交付は、一つの施設につき1回限り(合算可)とします。

【申請方法】

1・2とも、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申し込みください。

申請書は、社会福祉課子育て支援係で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

【申請・問合せ】

〒626-8501 宮津市字浜町3012番地
(宮津阪急ビル ミップル4階)
宮津市役所 社会福祉課 子育て支援係
TEL : 45-1621 FAX : 22-8438

